

2 行政の手続について

2-1 行政の手続

一般に行政手続とは、広義で、行政庁の行為に関わる事前手続と事後手続を含んだ意味であるが、行政手続法では、行政庁が一定の行為をする場合の事前手続のことをいう。行政手続法における申請及び届出の定義としては表 2-1-1 のとおり定められている。

表 2-1-1 申請及び届出の定義

申請	法令に基づき、行政庁の許可、認可、免許その他の自己に対し何らかの利益を付与する処分(以下「許認可等」という。)を求める行為であって、当該行為に対して行政庁が諾否の応答をすべきこととされているものをいう。(行政手続法第2条第3項)
届出	行政庁に対し一定の事項の通知をする行為(申請に該当するものを除く。)であって、法令により直接に当該通知が義務付けられているもの(自己の期待する一定の法律上の効果を生じさせるためには当該通知をすべきこととされているものを含む。)をいう。(行政手続法第2条第7項)

行政手続法・行政手続条例では、この事前手続のうち、「処分、行政指導及び届出」に関する手続を対象としている。

本報告書では広い意味での個人や事業者、団体等が行政に対して行う申請・届出等の手続を“行政の手続”と呼ぶことにする。

2-2 行政の手続のオンライン化

平成 14 年 6 月 18 日に発表された「e-Japan重点計画-2002」の重点施策 5 分野の 1 つとして「行政の情報化及び公共分野における情報通信技術の活用の推進」がある^[2]。その目的として「行政の情報化については、行政情報の電子的提供、申請・届出等手続の電子化、文書の電子化、ペーパーレス化及び情報ネットワークを通じた情報共有・活用に向けた業務改革を重点的に推進し、平成 15 年度までに、電子情報を紙情報と同等に扱う行政を実現する。ITの活用による公共分野におけるサービスの多様化及び質の向上を図ること等により、広く国民がITの恩恵を享受できる社会を実現する。」を挙げている。

行政の手続のオンライン化とは、まさに、この 中の、“申請・届出手続の電子化”に該当し、従来、書面等により行われていたものを、インターネット等を

利用してオンラインで実施できるようにすることである。

各省庁では行政の手続をオンラインで実施するために、申請者の認証、手数料の支払い方法等の技術的、制度的な検討を進め^{[3]、[4]}、平成 15 年度までに各種の手続について電子化することを計画した。また、行政手続のオンライン化に併せ、申請場所制限の緩和、受付時間の延長（24 時間化）、添付書類の省略・廃止、提出部数の削減、ワンストップサービスの実施等手続の簡素化・合理化を図ることを計画している。

平成 14 年 7 月に総務省から出された「アクション・プラン 2002 -各府省の行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン のとりまとめについて」によると、各省庁が平成 15 年度までにオンライン化を行う申請・届出のうち、地方公共団体の取り扱う主な手続の例として表 2-2-1に示すものが挙げられている^[5]。

表 2-2-1 地方自治体が扱う主な手続の例

住民票・戸籍に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し等の交付請求 ・戸籍謄抄本の交付請求
旅券に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・旅券発給申請関係手続
社会福祉・年金・保険に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・介護給付費の請求 ・国民年金関係手続 ・介護保険関係手続 ・保育の申請 ・妊娠の届出 ・児童手当の認定請求
教育文化に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・学校設置・廃止の認可申請 ・埋蔵文化財発掘届出
環境に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・特定化学物質の排出量等の届出 ・自然公園関係手続 ・大気汚染防止、騒音規制関係手続 ・廃棄物処理業の許可申請
農林水産に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・海洋生物資源の採捕に関する報告 ・農地転用許可申請 ・家畜の伝染疾病発生の届出 ・森林伐採の届出 ・漁船の登録申請
建設に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請 ・都市計画区域内の開発許可申請 ・建設業の許可申請(一都道府県内) ・河川敷地の占用許可申請
交通・運輸・通信に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・道路使用許可申請 ・特殊車両の通行許可申請
小売・飲食店に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模小売店舗の新設届出 ・飲食店営業の許可申請 ・古物商の許可申請
金融・保険に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・信用保証の特例措置に係る特定中小企業者の認定申請 ・貸金業の登録申請
雇用・労働に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・職業訓練の認定申請
防災に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・消防用設備等の設置届出、点検報告 ・消防設備士試験
所得税・法人税・消費税に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・地方税関連

これらオンライン化が予定されている申請・届出の件数は 5,636 件であり、現在紙で行われている申請・届出の大半が網羅されている。これら実現されると、全体の 96%の手続がオンライン化されることになる。

2-3 オンライン化の整備状況

平成 15 年の全国における行政手続のオンライン化の実施状況について図 2-3-1に示す^[6]。「申請・届出等の行政手続のオンライン化（電子申請）を導入している」団体は、都道府県においては9団体（19.2%）、市町村においては8団体（0.2%）となっている。

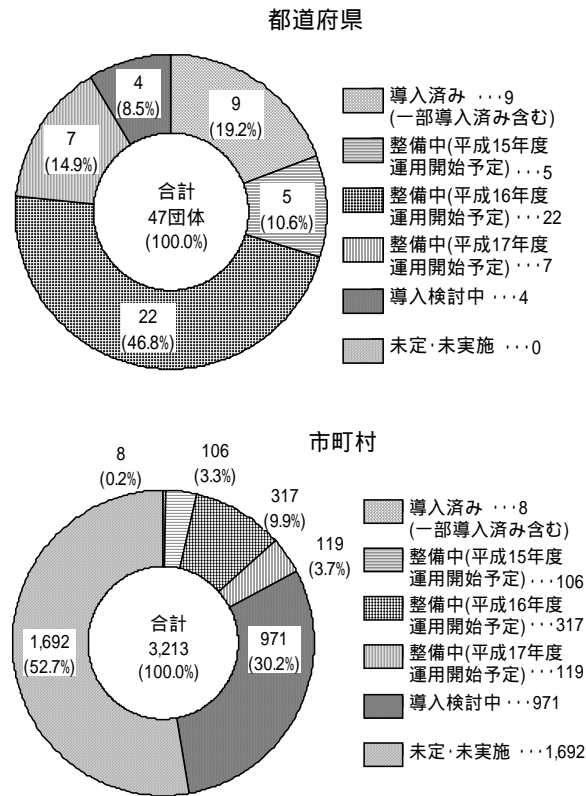


図 2-3-1 申請・届出等の行政手続のオンライン化（電子申請）の実施状況

また、導入検討中まで含めると都道府県の 100%、市町村の 47.3%が申請・届出のオンライン化の検討を行っていることが分かる。